

大阪市水道局告示第46号

大阪市水道事業給水条例（昭和33年大阪市条例第19号）第13条第1項の規定に基づき、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、大阪市水道事業給水条例施行規程（昭和33年大阪市水道事業管理規程第4号）第17条第1項の規定に基づき告示する。

令和7年7月15日

大阪市水道局長 坂本篤則

名 称	所 在 地	指 定 日
株式会社中村住宅設備	大阪府枚方市村野西町40番15号	令和7年 6月30日
有限会社ウエイク	大阪市天王寺区生玉寺町6番16号	
A-T E C	大阪市西成区南津守4丁目1番70-162号	
株式会社アイスイ	大阪府茨木市玉水町1番47号の1-21	
株式会社D S	大阪府豊中市島江町2-17-16-102	
株式会社東川建設	大阪市平野区喜連西2丁目10番2号	
ジントク水道	大阪市東淀川区瑞光5丁目5番17号ファミリー江口203号	
株式会社F E N I X	大阪市平野区流町4丁目5番9号	

(水道局工務部給水課)